

後期高齢者医療制度

長寿保険課 ☎ 823-9609 FAX 823-9627

保険料率など改定のお知らせ

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度においては、財政運営期間は2年間とされており、平成28年度は保険料率などの改定年度となります。

区 分	平成 26・27年度	→	平成 28・29年度	増減
均等割額	44,032円	→	44,795円	763円
所得割率	8.43%	→	8.97%	0.54 ポイント増
賦課限度額	57万円	→	57万円	なし

均等割額とは……被保険者全員が均等に負担する保険料額です。
所得割率とは……所得に応じた負担する所得割額を決定するための掛け率です。
賦課限度額とは……年間の保険料額の上限額です。
※所得の低い世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった人は軽減措置があります。

後期高齢者医療制度は公費約5割、若人世代からの後期高齢者支援金約4割、そして後期高齢者医療制度に加入している被保険者からの保険料約1割で運営しています。
被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、保険料の決定通知書は7月中旬に郵送いたします。

新しい被保険者証を送付します

新しい後期高齢者医療被保険者証（橙色）を7月下旬に送付します。現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、7月31日となっています。8月1日以降に病院に行く時には、新しい保険証を提示してください。
古い保険証はご自分で廃棄するか、長寿保険課（役場1階）に返却してください。
8月に入っても保険証が届かない場合は、長寿保険課まで問い合わせてください。

外来および入院時の一部負担金・食事代の標準負担額の減額認定の申請について

後期高齢者医療制度に加入する、町民税非課税世帯の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院などの窓口に表示することにより、窓口負担が軽くなります。

申請が必要な人◆平成28年度の町民税が非課税世帯の人で、これまで「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしていない人
※現在、減額認定証の交付を受けている人で平成28年度も町民税非課税世帯の人は申請の必要はありません。新しい認定証は被保険者証とあわせて送付します。
申請に必要なもの◆後期高齢者医療被保険者証、認印

【窓口負担限度額など】

●自己負担限度額

区 分		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯単位)
町村民税課税世帯	現役並み所得者（※1）	44,400円	80,100円＋1% (44,400円) (※3)
	一般（※2）	12,000円	44,400円
町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

- ※1 被保険者証の自己負担割合が3割の人
※2 町村民税課税世帯で、保険証の負担割合が1割の人
※3 「＋1%」は医療費総額（10割）が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
（ ）内の金額は、多数該当（療養を受けた月以前の12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当）の場合

●入院時の食費・居住費

区 分		一般病床入院時 1食当たりの食費	療養病床入院時（※2）	
			1食当たりの食費	1日当たりの居住費
町村民税課税世帯		360円（※1）	460円（※3）	320円
町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円	210円	320円
	長期入院該当者	160円	210円	320円
	低所得者Ⅰ	100円	130円	320円
	老齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

- ※1 指定難病患者は260円です。
平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院しており、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院（同日内に転院する場合を含む）する人は、260円です。
※2 療養病床とは、症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床（病棟）のことです。医療保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介護型病床があります。療養病床でも、入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養などが必要な人や難病の人など）は、一般病床入院時の食費が適用されます。
※3 管理栄養士または栄養士による栄養管理などが行われている保険医療機関の場合です。それ以外の場合は、420円です。

介護保険施設などの食費・居住費の軽減申請について

長寿保険課 ☎ 823-9609 FAX 823-9627

介護保険で入所もしくは短期入所を利用している、非課税世帯で一定の要件を満たす人は、食費と居住費が軽減されますが、平成28年8月からこの軽減を受ける場合の収入要件に、非課税年金（遺族年金、障害年金など）の収入が追加されます。

現在、軽減を受けている人は更新申請のお知らせをご覧ください。今後、軽減を受けることを検討している人は、長寿保険課（役場1階）まで問い合わせてください。

介護保険負担割合証を送付します

長寿保険課 ☎ 823-9609
FAX 823-9627

新しい介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。現在、お持ちの負担割合証の有効期限は、7月31日となっています。8月1日以降に介護（予防）サービスを利用する場合には、新しい負担割合証を提示してください。

古い負担割合証はご自分で破棄するか、長寿保険課（役場1階）に返却してください。
詳細については、長寿保険課まで問い合わせてください。

重度心身障害者 ひとり親家庭等

医療費支給制度

～受給者証の有効期限は7月31日まで～

現在受給中の人は、7月31日が有効期間満了日のため、更新手続きが必要です。対象者には、6月中旬に更新申請書を送付しています。

制度の種類	重度心身障害者医療費支給制度	ひとり親家庭等医療費支給制度
制度の内容	重度心身障害者（児）に対して医療費の自己負担分を助成します。	ひとり親家庭などの世帯員に対して医療費の自己負担分の一部を助成します。
支給の資格要件	身体障害者手帳の1～3級所持者、療育手帳㉔、A、㉔の所持者	平成10年4月2日生まれ以降の児童を養育している、ひとり親家庭の父または母とその児童
所得制限	障害者本人とその配偶者、または扶養義務者の前年（平成27年分）の所得が所得制限額未満であること。	前年（平成27年分）の所得税非課税世帯
これまで所得制限などにより受給できなかった人は…	新たに資格要件に該当すると思われる人は、所得制限額などについて社会福祉課に問い合わせてください。	平成27年分の所得税が非課税世帯の人や、転入、死別、離婚などにより新たに資格要件に該当すると思われる人は、こども課に問い合わせてください。

問い合わせ
(重度心身障害者)◆
社会福祉課 ☎ 823-9207
(ひとり親家庭等)◆
こども課 ☎ 823-9227
FAX 823-9627（共通）